

質問回答

2017年5月8日

「エチオピア国産業振興プロジェクト(輸出振興)」

(公示日:2017年4月19日/公示番号:170171)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P5 評価対象者の経験・能力について	評価対象者(ブランド管理・運用)に語学を必須としていないが、その場合、英語 日本語の通訳の計上は可能か。	当該業務の評価対象言語が英語の場合、業務実施契約の中で英語 日本語に係る通訳・翻訳に係る経費の計上を認めていないこと、仮に評価対象者(ブランド管理・運用)の語学力が不足している場合にもコンサルタントチームとしてフォローすることで業務を遂行することを前提としていることから、通訳の計上は認められません。
2	業務指示書 P6 別見積の項目について	「(5) その他(以下に記載の経費)」とあるが、「以下に記載の経費」とは何か。直後に特に記載が無いため、ここに含まれるものがあればお知らせいただきたい。	記載がない場合は、(5)に含まれる費目はありません。従い、(1)から(4)以外の費目で別見積もりとなる費目はありません。
3	業務指示書 P6 プレゼンテーションの方法について	プレゼンテーションの際の資料はプロポーザルに明記したもののみに制限されるのか。それともプロポーザルに書ききれないが、提案内容をより良くご理解いただくためのツール等があればそれは認めていただけるのか。	プロポーザルに記載した以上の内容は含めることは出来ませんが、プロポーザル内容を簡潔にまとめた1枚紙(様式自由)を参加者に配布することは認められています。
4	業務指示書 P9 プロポーザルに記載される内容について	競争参加資格の停止を受けた組織・団体が、業務従事者ではなくバックアップ体制の中に含まれていることは問題となるか。	業務指示書本紙 第4。1(1)に記載の通り、競争参加資格停止措置中の団体は、契約の下請負人(補強含む)となることを認めていません。バックアップ業務も広義の下請負人と解されるため、競争参加資格停止措置中の団体がバックアップ体制の中に含まれることは認められません。

5	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P2 カウンターパート内施設におけるプロジェクト執務スペース確保の可能性について	プロジェクト事務所、事務所内の機材はプロジェクト側調達となるのか。可能であれば、カウンターパート内施設にスペースを確保したい。特にローカルコンサルタントの通年雇用、業務調整担当の長期派遣を想定しているため、通年で使用したい。	プロジェクト事務所（執務スペース）は、カウンターパート内施設に確保する予定ですが、必要な機材についてはプロジェクトでの調達となる予定です。そのため、必要機材についてはプロポーザルに提案の上、見積もりに含めてください（内見積もり）。
6	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P5,P15 フェーズ1とフェーズ2の期間について	P5には第1フェーズ2017年6月～2020年5月/第2フェーズ2020年6月～2022年1月と記載あるが、P15には第1フェーズ2017年6月～2019年5月/第2フェーズ2019年6月～2022年1月と記載されている。どちらが正しいのか。	P5に記載の第1フェーズ2017年6月～2020年5月/第2フェーズ2020年6月～2022年1月の期間が正です。お詫びの上、P15に記載の期間を下記の通り修正します。 「本業務は2017年6月中旬に開始し、2022年1月下旬に終了することを目途とする。契約は、第1フェーズ（2017年6月～2020年5月）と第2フェーズ（2020年6月～2022年1月）に分けて締結する。」
7	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P6~7 品質改善のための技術支援について	技術支援に際して必要な機材が発生すると考えられる場合、供与機材として見積もりに計上することは可能か。	当機構としては、供与機材の必要性を現時点では認識していませんが、必要と思われる機材があれば、その必要性とともにプロポーザルにてご提案ください。なお、その際の経費は内見積もりとし、見積もりに含めてください。
8	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P9 資料の共	貿易省の「ベースラインとなるGTP1期間中の皮革関連データ」を共有いただくことは可能か。目標値設定の際の参考としたい。	同データは現地語で記載された生データですので、プロジェクト開始時点で共有します。

	有について		
9	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P10 海外展示会への出展について	展示会の支援の際、その日当・宿泊を計上することは可能か。可能であれば、欧米での日当・宿泊費の水準があれば頂きたい。	渡航費用には航空運賃、日当、宿泊費、雑費(保険代等)が含まれるものとします。欧米での水準等はありませんので、積算に当たっては以下の本邦招へいの基準を使用してください。 宿泊費上限：25,000 円、食事代上限：(昼食)2,800 円、(夕食)4,400 円
10	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P10 海外展示会への出展について	展示会支援の際、エチオピア人の航空運賃は研修費用としての交通費へ計上するのか、それとも、業務経費(航空券)の中に計上するのか。	カウンターパートの航空賃については、一般業務費の旅費・交通費に計上下さい。
11	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P10 海外展示会への出展について	日本から直接出展予定の第三国へ渡航する可能性もあると考えているが、こちらの航空運賃は研修費用としての交通費へ計上するのか、それとも、業務経費(航空券)の中に計上するのか。	業務従事者の航空運賃については、原則、旅費(航空賃)に計上下さい。
12	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P10 海外展示会への出展支援について	展示会の出展料はどの費目に計上するのか。	見積書作成ガイドラインに従い、適切な費目に計上下さい。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html 判断に迷う場合は、一般業務費 雑費に計上下さい。なお、計上する費目については契約交渉の場での、確認・協議させていただきます。
13	別紙：第2 業務の目的・内容	展示会のブース設置について、デザインは専門家がカウンターパートと行	当機構としては、当該業務を再委託することは想定していませんが、提案を妨げるものではありません。再委託が妥当と考える場合は、その理由と共にプロポーザル

	に関する事項 P10 海外展示会への出展支援について	うことを想定している。設営については現地の企業等への再委託が可能か。	にて提案ください。なお、見積もりは内見積もりとして見積もりに含めてください。
14	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P12 チャンピオン商品全体の海外プロモーションの費用について	チャンピオン商品全体のプロモーションとしての貿易省の海外展示会出展の支援を行う際は、どこまで日本側で費用負担することを想定しているのか。	基本的には日本側で直接経費が発生する支援は想定しておりません。
15	別紙：第2 業務の目的・内容に関する事項 P13 成果品の提出時期について	第1フェーズ業務完了報告書2019年12月提出だが、終了は2020年6月の場合は早すぎるように感じる。また、フェーズ1終了が2019年6月の場合であればどのように理解すればよいか。	第1フェーズ業務完了報告書の提出時期を2020年5月と修正します。記載間違いがあり申し訳ありませんでした。
16	1.1.3. 業務従事予定者の経験・能力 「特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）」の記載について	「総括／輸出振興」のように1つの評価対象として提示されたポジションが既に兼任を前提としている場合、類似業務経験は総括と輸出振興、それぞれに3件必要か。	ご質問のケースの場合、類似業務経験は、総括または輸出振興、あわせて3件の類似業務経験をご提示ください。

以上